

## 山辺町小中学校再編準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 山辺町小中学校将来構想に基づく、相模小学校と作谷沢小学校及び山辺中学校と作谷沢中学校の再編・統合を円滑に推進するため、山辺町小中学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査、協議するものとする。

- (1)教育課程・特別活動、部活動等に関すること。
- (2)通学に関すること。
- (3)PTA及び後援会、同窓会等の組織運営に関すること。
- (4)学校及び学習用具（制服、体育着、学習用具、その他）に関すること。
- (5)公簿及び備品等の管理に関すること。
- (6)その他、委員長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1)小中学校の教職員
- (2)PTA役員
- (3)教育振興会役員・後援会役員
- (4)地区役員・地域団体役員
- (5)公民館長・支所長
- (6)その他

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

- 2 委員に委嘱された者が、その後、前条の規定から外れたときは、その時点をもって委員の職を辞したものとみなし、後任の委員を委嘱するものとする。
- 3 後任の委員の任期は、第1項に定める期間とする。

### (役員)

第5条 委員会に委員長、副委員長若干名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 副委員長は委員長が指名し、委員の同意を得て定める。
- 4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第7条 委員会に、小学校部会、中学校部会を置く。

- 2 部会は、付託された所要事項について協議・検討し、その結果を委員会に報告するものとする。
- 3 部会に、それぞれ部会長、副部会長を置き、部会長は教職員のうちから選出する。
- 4 部会に、それぞれの分野における中核体として、必要に応じて専門班を置くことができる。
- 5 部会の会議は、それぞれの部会長が必要に応じて招集する。ただし、初回のみ委員長が招集する。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を教育委員会内に置く。

- 2 部会の事務局については、各部会長が所属する学校内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月21日から施行する。

(施行失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。